

大阪家庭裁判所本庁、堺支部、岸和田支部の
お近くでご相談いただけます。

谷町法律相談センター



☎ 06-6944-7550

〒540-0012 大阪市中央区谷町3-1-9 MG大手前ビル5階

堺法律相談センター



☎ 072-223-2903

〒590-0075 堺市堺区南花田口町2-3-20 三共堺東ビル6階

岸和田法律相談センター



☎ 072-433-9391

〒596-0054 岸和田市宮本町27-1 泉州ビル2階

お気軽にご相談ください

民事・家事当番弁護士相談専用ダイヤル

☎ 06-6364-5021



大阪弁護士会 総合法律相談センター

〒530-0047 大阪市北区西天満1-12-5
大阪弁護士会館(市民法律センター)



・京阪中之島線「なにわ橋駅」下車 出口①から徒歩約5分
・地下鉄：京阪本線「淀屋橋駅」下車 1号出口から徒歩約10分
・地下鉄：京阪本線「北浜駅」下車 26号階段から徒歩約7分
・JR東西線「北新地駅」下車 徒歩約15分

☎ 06-6364-1248

[受付時間] 月～金: 9:00～20:00
土: 10:00～15:30

なんば法律相談センター

☎ 06-6645-1273

〒542-0076 大阪市中央区難波4-4-1 難波駅前四丁目ビル4階

堺法律相談センター

☎ 072-223-2903

〒590-0075 堺市堺区南花田口町2-3-20 三共堺東ビル6階

岸和田法律相談センター

☎ 072-433-9391

〒596-0054 岸和田市宮本町27-1 泉州ビル2階

谷町法律相談センター

☎ 06-6944-7550

〒540-0012 大阪市中央区谷町3-1-9 MG大手前ビル5階

南河内法律相談所

☎ 06-6364-1248

〒584-0031 富田林市寿町2-6-1 大阪府南河内府民センタービル1階

携帯電話からのアクセスは[こちら](http://www.osakaben.or.jp/p/soudan/) ⇒

<http://www.osakaben.or.jp/p/soudan/>



パソコンからは <http://www.osakaben.or.jp>

2017.02.5,000

こんなあなたに 相談無料

突然、家裁から離婚調停の
期日呼出状が届いた!
どうしたらよいか、
わからない…。

弁護士を付けずに
家裁の調停に
出席しているけど、
やはり難しい…。

家庭に関する紛争事件について
家事当番弁護士が親切に適切な
アドバイスをいたします。



相談日当日は、裁判所から届いた訴状や調停申立書、
期日通知書、申立書控えなどの書類を必ずお持ちください。

お気軽にお近くの法律相談センターへ

家事当番弁護士のアドバイスは、あなたのかけがえのない味方となるでしょう。



Q1 家事当番弁護士制度って何ですか？

A1 夫婦・親子・親族の間など家庭に関する身分上又は財産上の紛争について、調停の申立てをし又は申立てを受けた方や、家事調停が不成立に終わり審判や訴訟の当事者となった方等で、弁護士にまだ依頼していない方に、裁判所での手続、その事件における問題点、関与の仕方、今後考えられる方向性などを説明して、その後適切な対応ができるようにアドバイスする制度です。



Q2 どんな事件でも相談できるのですか？

A2 相談できるのは、裁判所(支部・出張所を含みます。)に係属している家庭に関する身分上又は財産上の事件であって関係者間に紛争性があるので、事件の種類は、家事調停事件、家事審判事件、人事訴訟事件、家事調停の対象となりうる民

事訴訟事件等です。なお、事件の内容によっては家事当番弁護士の対象にならないものもあります。



Q3 どこに行けばいいんですか？

A3 裏面の各センターでご利用いただけます。各センターで、原則事前にお電話でご予約をお取りいただきますが、相談枠が空いていれば、当日でもご相談いただけます。各センターにお電話いただき、ご確認ください。



Q4 相談料はいくらですか？ 何度も相談できるのですか？

A4 相談料は初回無料です。2回以上の相談も可能ですが、同じ案件に関する2回目以降の相談は、原則有料になります(ただし、相談者の資力によっては、法テラスの無料法律相談を受けられる可能性がありますので、予約電話又は相談担当弁護士にお問い合わせください。なお、谷町法律相談センターでは、直接法テラスの相談の予約ができます。)



Q5 無料相談を受けるために、何が必要ですか？

A5 家事当番弁護士制度による無料法律相談を受けるためには、あなたが家庭に関する事件について、裁判所に提出し又は裁判所から送付された調停申立書や訴状の写し、期日通知書や呼出状など、裁判所での手続が係属中であることを確認できる書類を必ずご持参ください(これらの書類を持参されない場合は、無料法律相談をお受けできませんので、ご注意ください。)。



Q6 弁護士に依頼することもできるのですか？

A6 はい。相談を担当した弁護士にそのまま依頼できる場合があります。また、弁護士会館では、別の弁護士の紹介もしています。相談の結果、弁護士に依頼したほうがよいと考えられるときは、弁護士への依頼をお勧めします。